

東北町書かない窓口システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、東北町書かない窓口導入業務委託に関する契約候補者選定のために実施するプロポーザルについて、手続きに関して必要な事項を定める。

1 業務名称 東北町書かない窓口システム導入業務委託

2 業務目的

引越しやライフイベントの窓口手続きでは、町民が何度も手書きで申請書や届出書を作成する必要があり、特に高齢者にとって手書きは大きな負担となっている。さらに、手書きで記載された申請書や届出書には少なからず記入漏れや記載誤りがあり、その訂正や確認のため受付窓口が混雑することから、町民と職員の双方に負担が生じている。

この課題の解決のため、マイナンバーカード等の券面事項の情報を読み取りOCR処理をすることや、住民記録データを利活用することで、町民の記入項目を最小限に抑える「書かない窓口システム」を導入する。さらに住民ひとりひとりに最適な手続き案内の提供を実現する。

3 業務内容

東北町書かない窓口システム導入業務委託仕様書のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

ただし、システム仮稼働を令和9年2月22日までに開始するものとし、同月26日までに実機による運用研修等を職員に対し行い、職員のシステム習熟期間とし、運用開始は令和9年3月1日からとする。

5 業務委託上限額

この業務委託に係る上限額は、21,362千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

7 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国及び青森県、東北町が行う指名競争入札に関する指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマーク認証又はI S M S 適合性評価制度(ISO/IEC27001またはJISQ27017)の認証を取得していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上相応しくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者。
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ケ 東北町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）による排除措置を受けている者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 地方公共団体等が発注する同種・類似の業務を受託し、完了した実績があること。
- (8) 本業務を履行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑かつ確実に遂行するため

に必要な経営基盤を有していること。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

8 スケジュール（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和8年5月22日（金）
募集要項等の配布	令和8年5月22日（金）～ 令和8年6月12日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月1日（月）
質問に対する回答	令和8年6月4日（木）
参加申込書提出期限	令和8年6月12日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月23日（火）
プレゼンテーション	令和8年7月1日（水） 予定
審査結果の通知	令和8年7月3日（金） 予定
委託契約締結	令和8年7月上旬

9 公告等

(1) 公告開始日

令和8年5月22日（金）

(2) 公告方法

東北町ホームページへの掲載

URL <https://www.town.tohoku.lg.jp>

(3) 募集要項等

配布期間：令和8年5月22日（金）～令和8年6月12日（金）

（土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時まで）

※なお、募集要項等については、東北町ホームページからダウンロードできる。

10 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問の受付期間

公告の開始日から令和8年6月1日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問については、質問書（様式第4号）に質問内容を記載し、電子メールにより、東北町役場企画課へ提出すること。

なお、質問書の提出後は、確認のため、併せて電話による連絡確認を行うこと。

(3) 回答方法

令和8年6月4日（木）までに、質問及び回答を東北町ホームページへ掲

載する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

11 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加申込する場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要届（様式第2号）

プライバシーマーク又はISMS適合性評価制度（ISO/IEC27001またはJISQ27017）を証する書類の写し

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 参加申込書届出時点で東北町の入札資格者名簿に登録が無い場合は次の書類も併せて提出すること。

（ア）経営状況調書（様式第7号）

（イ）決算報告書（写）※（様式任意）

（ウ）登記簿謄本（写）※3ヶ月以内のもの

（エ）納税証明書（写）

※本店所在地分（最新のもの）：法人税、消費税、
法人事業税、法人県民税、法人市町村民税、固定資産税

(3) 提出方法

提出書類を東北町役場企画課へ持参または郵便書留（提出期限までに必着）により提出すること。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

ア 企画提案書（様式第5号）

（ア）体裁

企画提案書（様式第5号）以外の提案様式は任意とするが、原則A4サイズ（必要に応じてA3サイズ可）・左綴じで作成すること

（イ）ページ数

総ページ数は表紙、目次を除いて25ページ以内とし、各ページにページ番号を表示すること。

（ウ）構成

東北町書かない窓口システム導入業務委託仕様書を参考に、評価基準表で示す提案内容の項目に沿う構成で記述すること。

（エ）動画（任意）

システムのデモンストレーション動画を用いて提案する場合は、以下

の内容とすること。

- ・動画は一動画とし、10分以内とすること。
- ・動画形式は「MP4」とすること。
- ・作成した動画はDVD-Rに記録して1枚提出すること。

イ 機能要件確認表

対応の可否について入力すること。

ウ 見積書（様式任意）

積算根拠、内訳が分かるように記載すること。なお、契約候補者に選定されたときに、当該見積額を契約額として確約するものではない。

(2) 提出期限

令和8年6月23日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

企画提案書等の提出は、東北町役場企画課へ持参または郵便書留により提出すること。（提出期限までに企画課必着）

(4) 提出部数

正本 1部、副本6部

同上PDFデータ（提出方法はCD-RまたはDVD-Rによる）

13 審査に関する事項

(1) 審査方法

ア 東北町書かない窓口システム導入業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領によって構成する審査会において審査する。

イ 提出された参加申込書類、企画提案書類及びプレゼンテーション内容から、「評価基準」により評価を行い、受託候補者を選定する。

ウ 4者を超える参加申込があったときは一次審査により、評価点の高い上位4者を二次審査対象者（以下「企画提案者」という。）とする。

なお、参加申込者が4者以下の場合は、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての参加申込者を二次審査の対象とする。

エ 一次審査（企画提案者の選定）

参加申込のあった者について、提出された参加申込書類及び企画提案書類を審査委員会において精査し、企画提案者を選定する。

また、一次審査の選定結果は、すべての参加者に通知する。

なお、選定結果等についての問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。

オ 二次審査（受託候補者の選定）

一次審査を通過した者に対して、既に提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各審査員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、一次審査の時点において、参加者が1者の場合でも二次審査を実施し、最低基準点（満点の6割）以上の場合は、受託候補者として選定する。

(2) 評価基準

別紙 評価基準表のとおり。

(3) プレゼンテーション

①開催予定日：令和8年7月1日（水）予定

②開催場所：東北町役場本庁舎内（予定）

③プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等に基づき、非公開でプレゼンテーション・ヒアリングを行う。

(ア) 所要時間

準備	5分程度
プレゼンテーション	25分以内
ヒアリング	10分程度
片付け	5分程度

(イ) プレゼンテーション

企画提案書等の説明

※システムのデモンストレーション動画を含む

(ウ) 出席者

3人以内とする。

(エ) 使用機器等

パソコン等を使用する場合は、企画提案者が持参し、スクリーン及びプロジェクター、ケーブル等は町が準備する。

※パソコン等を使用する場合は、事前に連絡確認すること。

(エ) その他

プレゼンテーションで使用する書類は、審査のために提出された企画提案書等とする。動画を提出した場合は、動画を使用すること。なお、追加資料等の提出は認められない。

二次審査の開催時間及び会場等の詳細は、あらためて企画提案者へ通知する。

(4) 選定結果

①選定結果は、後日、二次審査に参加した全ての企画提案者に書面で通知する。

②選定結果に関する問い合わせ及び意義申立ては、一切受け付けない。

(5) 候補者の決定及び契約の締結

- ①町から通知を受け決定された候補者は、契約の締結に向けて町と協議し、両者の合意により契約の締結を行うものとする。
- ②候補者は、契約に向け優先的に契約交渉を行うものであるため、企画提案された内容が契約内容となるものではなく、また、本業務に係る契約を保証するものではない。

14 契約等に関する事項

- (1) 契約は、二次審査により選定された候補者と町において業務委託に係る協議を行い、その内容についての協議が整った時点で当該業務委託の詳細な仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定める随意契約に基づき締結することを原則とする。

なお、契約にあたり、本業務の目的を達成するため、必要な範囲において候補者との協議により、業務等を追加、変更または削除することがある。これにより、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

- (2) 失格その他の理由により候補者との契約が不可能となったときは、二次審査において、次点となった企画提案者と順次協議を行うこととする。

15 失格要件

- (1) 参加資格の要件を満たしていないと判断した場合。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 参加申込書の提出後、提出期限内に企画提案書等を提出しなかった場合。
- (4) 業務委託上限額を超過して見積りを行った場合。
- (5) プレゼンテーションを欠席、または指定した時刻に遅刻した場合。
- (6) 本公募型プロポーザル実施要領における諸条件に違反した場合。
- (7) その他著しく信義に反する行為があった場合。

16 その他留意事項

- (1) 応募に係る費用等は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1提案者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正または変更は、認めない。
- (4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は提出者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、事前に連絡のうえ、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (7) 二次審査の結果（企画提案者、点数、順位）は公表する。ただし、最高点の評価により優先的に交渉を行う候補者及び次点の候補者以外の公表は行わないものとする。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、東北町財務規則（平成17年3月31年規則第51号）等の関係法令の定めによるものとする。

17 担当課

〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484

東北町企画課 担当：米内山

電話：0176-56-3111 内線216

FAX：0176-56-3110

電子メール：kikaku@town.tohoku.lg.jp

ホームページ：<https://www.town.tohoku.lg.jp>

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年5月22日から施行し、令和9年3月31日までとする。